

Editorial

今月号の特集について

山縣然太郎

国立成育医療研究センター成育こどもシンクタンク 副所長／山梨大学大学院総合研究部附属出生コホート研究センター 特任教授

こども家庭センターの設置と役割

母子保健法による子育て世代包括支援センターと、児童福祉法による市区町村こども家庭総合支援拠点を統合したこども家庭センターの設置が2024年4月から始まっている。

こども家庭センターは母子保健、子育て支援、児童福祉を有機的に一体化する位置付けになっており、必要な支援をその程度にかかわらず、適切な時期に提供できる点で重要である。他方で、その基盤法が児童福祉を主とする児童福祉法のため、従前の母子保健活動が全く異なるものになってしまうのではないか、という懸念がある。例えば、新たに設置されたこども家庭センターの保健師が、サポートプラン作成とその提案を行うと、「虐待のハイリスク家庭と見なされているのでは」と保護者が警戒する事態を引き起こす可能性がある。結果、住民との信頼関係で成り立つ母子保健活動の障害になりかねない。

サポートプランがレッテル貼りにならないように

保健、医療、福祉は支援を受けるプロセスが異なる。医療と福祉は本人等の申請によって支援が開始するが、保健は健診受診勧奨や疾病予防啓発など、いわゆる「おせっかい」から始まる支援である。つまり、住民に支援の必要性を理解してもらう必要があり、住民との顔の見える関係、信頼関係が前提となる。支援において重要なサポートプラン作成が、かえってレッテル貼りとなり、この前提を壊してしまえば本末転倒である。

本号の発行は、こども家庭センター設置からほぼ1年が経過したタイミングであり、本特集でその設置状況や運用実態について、本誌読者である保健師、行政関係者、公衆衛生医療関係者へ情報提供をしたい。まずこども家庭庁から、国としてこども家庭センターの意義と設置・活動の支援について、次いで母子保健機能、福祉機能について各専門家の指摘と課題を、さらには3つの先行設置自治体から設置の経緯と活動の工夫について記述いただいた。最後に、母子保健計画の策定や子育て世代包括支援センターで就学後の支援も行っている船橋市の活動を例に、今後の母子保健活動の在り方について意見交換をした座談会を掲載している。

児童福祉法という福祉領域の法律で設置されたこども家庭センターにおいて、母子保健活動が本来の役割を果たすために、ポピュレーションアプローチに軸足を置き、レッテル貼りをすることなく、ハイリスクの支援を強化することの重要性を読み取っていただきたい。